

平成28年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから、平成28年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中15人の委員の方にご出席をいただいております、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、川島県民生活部長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>先ほど申し上げましたように、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、委員の互選により決めることとなっておりますが、前期の会長であり、審議会の内容も熟知されておられます石田委員を事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>ありがとうございました。それでは、石田委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。どうぞ会長席へお願いいたします。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは審議会条例第4条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは最初に、審議会条例第3条第3項によりまして、会長があらかじめ職務代理者を指名することとなっております。私としましては浅野委員を指名</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>させていただきたいと思います。 浅野委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行にご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日、取材を希望する報道機関がありますが、本日の審議案件には非公開案件はございませんので、このまま取材を認めることといたします。</p> <p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づきまして、会長が会議録署名人2名を、指名することになります。今回は瀬野委員と松岡委員を署名人として指名させていただきたいと思います。</p> <p>瀬野委員、松岡委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、会議次第の「7 平成28年度愛知県私学振興関係予算について」、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「平成28年度愛知県私学振興関係予算」について説明)</p>
会 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言ください。</p>
委 員	<p>私立学校経常費補助金の総額ですが、平成28年度は平成27年度に比べて、5,800万円の減少となっておりますが、資料を拝見しますと、ほとんどの単価が前年同額か増額になっております。</p> <p>ひとつだけ幼稚園の推進費補助総額だけは少し減少になっているというふうに思いますけれども、単価ベースでみると上がっているのに、総額では減っている主な要因を教えてくださいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>予算は単価×定員内実員で算出しますので、生徒数が減少したことが大きな要因でありまして、その中で一番大きく減少しているのが幼稚園となります。</p> <p>幼稚園の場合、単純に園児が減ったということと健康福祉部所管の新制度、幼保連携型認定こども園や施設型給付といった私学助成以外の制度に生徒が移動したということの二つが主な要因です。</p>
会 長	<p>他、ご質問ございませんか。</p> <p>それではご質問もないようですので、会議次第の「8 諮問事項」の審議を</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>お願いします。</p> <p>本日、ご審議いただきます事項は、「学校法人等に対する助成について」でございます。それでは、諮問番号28-1「平成28年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」を事務局からご説明をお願いします。</p> <p>（「平成28年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明）</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、欠席された委員からご意見があれば、書面にてお伺いすることとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご意見をいただいておりますので、そのまま読ませていただきます。</p> <p>「基本的にこれでよいと考えます。ただし、一点審議会資料の6ページ、特別調整分の不登校生の受け入れについて配点がプラス1点とありますが、受け入れ後改善された場合の加点のようなものがあると指導上の励みになろうかと思えます。」</p> <p>というご意見をいただいております。</p>
会 長	<p>はい、ただいま、補助金のご意見が出されておりますけれども、列席の委員の方々何か、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。</p>
委 員	<p>二つ、考え方についてと来年に向けての糧にしたいと申し上げます。</p> <p>まずは、総額です。600億円近いお金、その中で、400億円近いお金を私立の高校、中学校、そして幼稚園にいただいております、それは本当にありがたいことだと思っております。相当大きな額ですから、どうしてこんなお金を使うのだろうと、今日初めていらっしゃった方はお思いになられるかもしれませんが、二つ、一つは、私も高等学校を運営しておりますけれども、高等学校の運営の約4割はこの経常費をいただいて、学校の経営が成り立っているという形です。全国大体どこでもそうでありまして、そういう意味でこの補助金をちょうだいできないと学校の運営はにわかに立ちゆかなくなるということだと思えます。</p> <p>一方で、その学校や幼稚園に通わせるお子さんあるいはご父兄からすれば、いろんな形での選択肢や役割や機能ということを尊重するつもりですので、そういう意味で同等、いただくのは後ろめたいことではないということでありましてけれども、そういう意味でどのようにこれが配られるかということは非常に関心が高いことを申し上げたいと思えます。</p> <p>もう一つ、私学にこんなにお金を使うのかとお思いになると思いますが</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>も、私立の場合は、高等学校で言いますと、大体約80数万円程度で一人の生徒に対して教育をしておりますけれども、恐らく県立高校の場合は100万前後というふうに言っております。しかも、県立の場合は、建物は県が直接お建てになる。私学の場合は30年、40年使いますけれども、私どもが生徒やこういったいただいた中から少しずつ貯めていきまして、それを何年間かかけた時に建て直すということですので、生徒一人当たりにかけているお金ということで言えば私学の方がずっと少ない額でやりくりをしております。</p> <p>県の場合の予算はそれほど一人当たりいくらだということが注目はされないのですけれども、教育の条件からすれば公立の学校の方が恵まれているというふうに思っております。</p> <p>その上で、二つ。一つは、生徒の納付金をどういうふうにするかということで、一つ申し上げたいと思いますけれども、資料の5ページのところに毎回ですけれど、父母負担状況で生徒納付金というのがございます。</p> <p>今年は、私立の平均とご説明がありましたように、64万8千円、これは新入生の入学金が大体20万円入っております。ですから、2年生3年生はこの20万を引きますと年間大体44万円くらい、という形になりますが、数千円去年から上がっております。</p> <p>資料の13ページをみていただきますと、これは中等教育学校の年額だと思っておりますけれども、71万3千円と出ております。一方は64万8千円が平均であり、一方は71万3千円が平均であるということはどういうことか。</p> <p>この私学の補助金の三つの大きな部分、父母負担の軽減、その意味では安ければ安いほどいいのかもしれませんが、教育条件の維持向上ということ言えば、安ければ安いほどいいと必ずしも言えない。一方で71万3千円というのが基準になっております。一方で私どもは64万8千円が平均になっており、これはどう考えてもおかしなことだと思います。71万3千円は高いかということ、ほぼこれが全国の平均と同額でございます。父母負担の軽減ということを考えるということを全く無視するということは考えられないと思いますけれども、せめて、全国の平均と比べてどうなのか、最終的に500数十億のお金をどのように配るかということですので、このところだけ非常におかしなことだと強調しているものなにかとは思いますが、考え方が私学の平均ということで、同じ愛知県の私学の同じように高等学校の3年間の教育をやっている学校の中で比べても違うということは、おかしなことだと指摘をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それからもう一つ、感謝することが前提で、その上で来年に向けてということでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料の8ページのところに、冒頭、今回新しく取り入れたもののご紹介もありましたけれども、学業不振対策分というものを含んでいただきました。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>学力不振対策分、当該学校200万円ということで、これを貰われる学校、大変心強いことだというふうに思っておられるだろうと思います。実は、今日の審議会に先立ちまして、一昨日私学振興室の方から、別途レクチャーを受けましたので、そのことも含めてご紹介を。この学校が、それでは何校なのかというのを伺いたしたら、2校ということでございました。実は、これは、他の補助金とはちょっと、従来のものとは趣を異にして、特に自民党の私学振興議員連盟の先生方からいろいろご示唆をいただいて、学力がなかなか覚束ない、あるいは、その背後には経済的に恵まれないというようなこともあるでしょう。そういうところを励ますことにいろいろ知恵をしばったらどうだということをおっしゃっていただきまして、私どもも案を出しましたし、私学振興室ともいろいろご意見を伺いながら、お出ししたところでございます。</p> <p>具体的な数字は申し上げられないのですが、本当に中学校の学力が低いなという生徒が10%を超えておりました。県立高校の場合、どんな数字か分かりませんが、それぞれ各校に調査をして、個々の学校は知りませんが、そういう数字がありました。ある学校は、入学者の8割がそういう生徒だという、大変恐らく苦勞なさるだろうという数字も聞きました。そういう数字を申し上げますと、私学はそんな生徒を入れているのかと、こういうふうにごく一部の方は思いになる方があるかもしれませんが、私は私学に携わって、そういう生徒をとにかく15歳から三年間一生懸命育てようということに苦勞している学校に後押しをいただくのは大変ありがたいと思います。そういう意味では、たくさんの学校がそういう生徒を受け入れて、いろいろ家庭の状況とか育ちの中で、なかなか勉強がうまくいかないということがあったと思います。そういう意味でいうと、ここに「学力別のクラス編成や習熟度別のグループ分けを行い」と条件を付された、これもこういう公的なお金を使うことで、一定の条件というのは必要なのかなとは思いますが、やはりそれではハードルが高すぎる、おおむねこれくらいの予算でという額もなんとなく伺っておりましたが、その枠をはるかに使わずにほとんど残してしまうような2校ということで、大変、この制度を取り入れていただいたこと自体はありがたいと思っておりますが、初年度の実績としましては極めて残念だったなという感じがいたします。</p> <p>80%くらいがそういう学生だという高校の責任者の方にお話を伺いました。その学校は、生徒がかつては退学率が高いと、他に比べて、何をなさったかという、先生たちを指導する先生をまた新たに、中学校や高校もいらっしゃるかな、退職されたかたをチューターとしてつけて毎週授業の指導をする、そして、毎月授業公開をするというかたちで、先生たちの教育力とか授業改善に努めている、そうしたら今は劇的に退学率が下がったというような話をされている。そうしますと、それぞれ通常の授業の中でそういう生徒さんを相手にしながら、先生が非常に力量をもって対処するというので、その子供たちが三年間しっかりとその高校で学んで次の進路に向かっていくということなのです。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>で、いろんな意味でお金をかけていらっしゃるということですから、この条件が圧倒的に悪いというわけではないのですが、あまりにもハードルが高すぎることで、それからそういう現場のご苦勞をもう少し知っていただけたらと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。ただ今、委員よりこの私学助成金の考え方に関連しまして、2点、生徒納付金のレベルの問題及び学業不振、これは今回から新しく出た学業不振対策分についての考え方、今後の参考にしていただければということで、ご意見ございましたが、県のほうから何か。</p>
事務局	<p>まず、学納金の関係でございますけれども、同じ愛知県内の学校であって、中等教育学校後期課程、高校相当の後期課程がある学校について、中学校の納付金が高校よりも非常に高い。中学校の基準71万円という額についていえば、実は該当の学校が非常に高い状況でございます、その1校が相当引き上げている、その学校を除けばこれほどの額にならないということがまず1点でございます。</p> <p>もう一つ全国の授業料平均額を参考にしてという話がございますけれども、この東海三県、愛知・岐阜・三重の授業料平均額で申しますと、愛知県の高校の授業料平均とそう変わらない、若干愛知県のほうが高いような状況だと記憶しておりまして、全国、全体の水準で申しますと、東京とか大阪とか私立高校が非常に活発なところの平均も入ってくる。愛知県の補助金を愛知県のために使うという前提、そうした中で、父母負担の軽減という意味合いもこの補助金にはございますので、愛知県内の平均額で設定させていただいて問題はないのではないかと考えております。</p> <p>それから、新規項目の学業不振対策分でございますけれども、これについては委員からご説明がありましたような趣旨で、低学力というか学業不振の方を受け入れて、高校卒業までしっかり面倒みていただける学校に補助したいと考えて創設した訳でありますけれども、要件のハードルが高すぎるというお話がございました。</p> <p>審議資料の8ページをご覧くださいますと、今回教育人づくり対策から移行してまいりました基礎学力の向上、このページの一番上に基礎学力の向上という項目で要件として基礎学力に欠ける高校1年生を対象に、中学校レベルの内容を含んだ補習授業を実施していること、という項目が従来からございました。</p> <p>補助金の項目については、現在ある項目をいきなり改廃されては学校側としても予定が立たないというようなことから、急に廃止することのないようにということは以前から申し入れがございました。</p> <p>この項目は今回新設しました学業不振対策分と類似している、重なる部分が</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>多くございます。そうした中で、今年については基礎学力の向上と併存させざるをえない中で、この新規項目の学業不振対策、こちらの対象校と峻別するため、多少要件が厳しくなったものでございまして、来年度以降、この基礎学力向上については学業不振と統廃合する形で検討してまいりたいと考えております。</p>
会 長	<p>ただいま、県からご説明ありましたが、他に何かご質問ございませんか。</p>
委 員	<p>8ページの学業不振対策に関連した要望ですけれども、今、事務局から来年度は、基礎学力の向上という8ページの一番上の項目と統廃合を考えておるとおっしゃられて、改革に向けての建設的な方向だとは思いますが、学力不振という点から考えますと私学はそれぞれの建学の精神があります、</p> <p>また、各学校が行っている低学力者の対策内容というのは、各校独自の考え方で実施している点から考えますと、やっぱりそれぞれの対策を尊重していただいて、特定の対策のみに補助をするということはいかなるものかなという点からもひとつ今後取り組んでいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、ご意見がございました。他、何かございませんか。特に、この学業不振対策、今年度からの対策基準でございましてけれども、はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>いろいろなご意見があると思うのですが、私の考えですけど、今回、後出しということですので、学業不振について現状に配慮しながら現行の中でどういふ対策が練られて、どのようなことをやられているかという現状を把握された中で、随時見直していかれるということが大事だなという気がいたします。</p>
会 長	<p>はい、続きまして…。</p>
委 員	<p>もう1点だけ、先ほど基礎学力の向上と薬物の乱用を項目変更されました。この変更された理由のご説明をお願いしたいのと、もう1点、高校の方々からお話があるのは、基本的には28年度の助成審、今行われて、28年度の配分に関わってくるということ、簡単に言いますと。そういう意味で、ちょっと若干難しいところがあると。これで29年度に配分するならばそれでまた別だろうけども、ということがありますので、なんで今の時期に助成審があつて、配分になると、この2点だけお聞きしたいと思います。</p>
会 長	<p>はい、ただいまのご質問、県のほうからございますか。</p>
事務局	<p>まず、基礎学力の向上とそれから薬物乱用防止対策の推進、これを教育人づ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>くり対策推進分からなぜ移行したかというお尋ねでございますが、教育人づくり対策推進分につきましては説明の中で分かりにくかったかもしれませんが、減額調整をした人件費調整分というものを財源として実施しております。これは教育人づくり対策の各項目について、取り組まれる高校が増えた関係でこちらの方の財源がいっぱいになってきたということでございまして、廃止せずに継続的に実施するために教育人づくり対策から除いて財源を確保しつつ、特色教育の方で配分させていただくことにしたものでございます。</p> <p>それから、助成審議会がこの時期になぜということでございますけれども、予算の執行に当たりましては、4月から各関係団体からの改善点等要望を受けまして、意見交換を重ねながら検討して配分基準を改正してまいります。予算と実際の執行における配分ということの違いで、予算が成立した以降でなければ当該年度の配分方法を検討してこういった助成審議会に諮るといことが難しいものですから、意見交換してご意見を承っては配分基準の変更について検討させていただき、その時間を考慮いたしますと半年ほど過ぎたこの時期になってしましまして、また、翌年度以降の予告をするというわけにも参りませんので、どうしても後追い後追いという形になってしまっておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
会 長	<p>はい、よろしゅうございますか。ただいま、ご質問ございましたけれども、他…。</p>
委 員	<p>配分につきまして、基本のところからお話しさせていただきたいと思うのですが、審議会資料2ページの(2)配分基準についての基本方針のところ、昨年度も発言させていただいた部分でありますけれども、基本方針のところ、「父母負担の軽減」「教育条件の維持向上」及び「私学経営の安定化」というところで「父母負担の軽減」と「私学経営の安定化」というところで、例えば私学経営の安定のために授業料を上げようといたしますと、これは父母負担軽減と相いれない項目であるということで、相並び立つことができないような部分が、私はあるのではないかというようなことを前にお話し申しあげたことがございます。経営ということから申しますと、やはり、どの私学も一緒ですけれども、学納金と補助をいただいているものを足したものにおいて、経営をさせていただくものでありますけれども、私学は収入といいますか、学納金については、上げたり下げたりということは、ある程度私学側の方に自由度がないとなかなか経営が難しい。国も県も父母負担の軽減という方向性では、授業料軽減等で全国有数の補助をいただいておりますけれども、ただ、経常費補助という私学経営については、なかなか難しい部分がございます。</p> <p>これ、前置きでございまして、前にもお話しさせていただいた部分でありますけれども、その中で、私学経営の中で例えばいろいろな査定がありまして、減点がなされる、これインセンティブのあるものもあれば、減点のものもある</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>わけでありましてけれども、その減点されたものの累積が不用分として残るわけでありまして。不用分の中には私学側がうまく生徒募集を実施できなかったために入学者数そのものが少ないという問題点もありますけれども、不用額というものはなるべく私学のほうにもう一度再配分していただきたい。これは我田引水的な、経営するものにとってありがたい、そうしていただきたいという願いでありますけれども、そういうものにつきまして過去において、ここ数年の間、いろいろな項目をおこしてくださいまして、国の施策があれば県がそれを踏襲されるというものもあれば、重複があっても両方とも支給するとかですね、そういうようないろんなものを立ち上げてくださっていますけど、まだまだギャップに大きなものがありまして、それを私学側と県側とですり合わせて、お願いをしている訳でありますけれども、ただその不用額というものは不用額が出たところへ戻すのが当たり前というのが、行政としては的確な判断だとは思いますが、ただ、私学が今苦しんでいるところでありますので、私は私学は産業構造の中で不況産業と思っているぐらいで、社会世相であります人口の減少とかいろいろありますので、15歳人口が減ったり、そういうことであれば、経営が難しくなるのは当たり前でありますけれども、それを応援していただくという立場からも、要望でありますけれども、査定による減点とか、入学する生徒の減少とかそういうもので起こってくる減額につきましては、ぜひともいろいろな項目で今まで以上に適用していただけるような項目を立ち上げていただきたいと、要望でありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会 長	<p>ただいま、足立委員から要望がございました。この他、なにか。</p>
委 員	<p>今年初めて参加させていただきます。中身については概ねよろしいのではないかと思いますのでございますが、先ほど議題になりました学業不振対策分、このことについて私なりの感想、それから意見として述べますけれど、私学助成という、所謂公立高校との均等化を図りたいということが一つあるかと思ひます。要は、我々としては、子供の教育のために、子供の将来のために、きちんとしたことをやっていただきたいというのが、一番大前提だと思ひておりました、公立も私学もないと思ひておりますけど、その中で特にそういった意味での、私学も公立も置いておいて、社会問題としてよく言われるのが不登校ということなので、それがイコール学業が伴ってこない生徒がいるのだということなので、それで先ほど説明の中にあつたように私どもから意見が出たというようにお聞きをしましたが、こういふ内容についてはやはり是非とも社会として、所謂公のお金をつぎ込む価値がありますということで、提示をさせていただいた気がしております。</p> <p>プラス、先ほど委員がおっしゃつた他のことも努力されているということがもしおありで、そういったものが、所謂社会問題として取り上げられる、それは当然のことながら項目に入ってくる必要があるかと思ひますし、可能であ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ればそういったことの議論もした上で、今後の加点の対象にもっていければいいかなと、今、聞いていて思います。</p> <p>先ほどもう一つ、実際に進めてみてそういった成果が出た時の、加点の対象に、さっき欠席の委員の意見としてありました内容ですけど、そういったことも積極的に取り入れられて、ある意味私学の皆さんにとっては大変なご苦労をされていると思いますし、子供たちのために頑張っているのは良く理解しておりますけれども、今、構造不況というようなこともおっしゃいましたけれども、やっぱり少ない子供たちをより正確、きちっと育て上げることのために、これからも公的な費用は負担すべきだと思いますし、極端なことを申し上げると、この間我々文教委員会で視察に行った先は、もう総合学科にしていく、普通学科でなくて、もう所謂子供たちの職を意識した勉強を進めていかないと、もう普通の所謂学問的なことだけやっていると、もう生活がしていけないと良く理解する子たちも多くなっていると思います。だから、あくまでも単純に勉強をやらせればいいということではなくて、今日は専門学校の方がおられるか分かりませんが、こういったところにも少し目を向けて、特に中学校、高校、特に高校なんかはそういったことに目を向けていただいて、先ほどの配分のことを含めた提案をされるとよろしいんじゃないかなと思いますし、逆に言うと幼稚園なんかはしっかりと進めていただく、それこそそういった子たちというのは自分がまだない訳でありますので、均等なチャンスが与えられるような、しっかりとの方針が示されるような提案がされるとありがたいというふうに思います。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま、近藤委員からのお話でしたが、他、ご質問等よろしゅうございますか。</p>
委 員	<p>質問の前に、今、大変大切なことを言っていたと思います。不登校のことについては数年前からそういう制度で応援していただけているというものを設けていただきまして、そういう効果もあつてか全日制だけで言いますと絶対数は公立より多くの不登校の生徒を私学が受け入れているという数字がございます。生徒数は2対1で公立の方が2倍いるのですけど、絶対数だけで比べると、全日制ですが、私立の方となります。受け皿をどういうふうにしたらいいかという、委員もおっしゃいましたけど、大変大切なことだと思います。</p> <p>要望でございますけれども、主な改正内容の中にある教員充実状況、専任教員比率それから教員数算定方法の、これは期限付きの教員を補助金の対象とする数、比率をさらに縮めるとこういうことでございます。去年も申し上げたことなのですが、全体としては非正規雇用を減らすということは、大変大きな社会問題でそのことに教育の現場が例外であつていいというふうには私は思わないのですけれども、例えば4月になった時に自分の子供、本人も或いは父兄</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>が当たり外れというような会話が交わされるのではないかと思うのですが、あの先生に受け持ってもらって良かった、あの先生は外れだよな、ということは多分日常的にある話かと思います。私どもは、外れの先生を出してはいけないということで、期限付きというようなことを、好んでやっているのではないのですけれど、そういうことをせざるを得ない、或いは私学は特色ということを言いますので、そのためにいろんな先生を呼んでくることで、期限付きということになります。</p> <p>自分の高校だけで言いますと、期限付きの人と期限付きでない人は給与については全く分けておりません。同じ給与を出しております。ですから、人件費としても同じようにかかっている、しかし3年間の間にどれだけの成果を出すかということのみからね、と言って期限付きにしているということがありますので、この制度がこの先もずっと続けられて、すべて専任にしなければいけないのは、私はやはり外れの先生を立ててしまうのではないかなと思います。振興室に要望をしたいということで、言わせていただきました。</p> <p>ご要望ありがとうございます、参考にしながら反映していただければと。その他、よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご質問はこれ以上ないようですので、審議を終了させていただき、採決の方に移らせていただきます。</p> <p>ただいまの諮問番号28-1「平成28年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、会議次第の9 報告(1)「平成28年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成28年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「平成28年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び「平成28年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を説明)</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、なにかご質問ございますか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>それでは、特にご質問もご意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p> <p>本日はいろいろなご意見ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、議事を終了させていただきたいと存じます。</p> <p>議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。それでは、審議会の進行は事務局へお返しします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの連絡ですが、本日の審議会の内容につきましては、この後、県政記者クラブにおいて審議結果を発表することとしておりますので、御承知をお願いいたします。</p>
県民生活部長	<p>(お礼の言葉)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>